



企業集団等の状況

(セグメント情報)

1. 事業の種類別セグメント情報

前連結会計年度（平成14年4月1日～平成15年3月31日）

（単位：百万円）

			計	相殺消去	連結
	銀行業務	その他の業務			
I. 経常収益					
外部顧客に対する経常収益	103,541	13,656	117,197	—	117,197
セグメント間の内部経常収益	1,817	6,587	8,404	(8,404)	—
計	105,358	20,243	125,601	(8,404)	117,197
経常費用	111,130	19,421	130,551	(7,090)	123,461
経常利益(△は経常損失)	△5,772	822	△4,949	(1,313)	△6,263
II. 資産、減価償却費及び資本的支出					
資産	3,975,834	479,018	4,454,853	(485,788)	3,969,065
減価償却費	2,764	104	2,869	(11)	2,857
資本的支出	2,221	118	2,339	(8)	2,330

- (注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
 2. 事業区分は、連結会社の事業の内容により、銀行業務、その他の業務に区分しております。
 3. 各事業区分の主な事業内容
 (1) 銀行業務……………銀行業
 (2) その他の業務……………事務受託、人材派遣、担保不動産調査・評価、証券、信用保証、クレジットカード、計算受託、リース業等
 4. 株式会社西日本総合リースは、株式譲渡に伴い、当連結会計年度から連結の範囲により除いておりますが、譲渡時までの損益計算書については連結しております。それに伴い、「リース業務」はいずれの項目もセグメントの10%未満となったため、当連結会計年度は「その他の業務」に含めて計上しております。

当連結会計年度（平成15年4月1日～平成16年3月31日）

（単位：百万円）

			計	相殺消去	連結
	銀行業務	その他の業務			
I. 経常収益					
外部顧客に対する経常収益	107,144	4,703	111,847	—	111,847
セグメント間の内部経常収益	2,760	6,585	9,345	(9,345)	—
計	109,905	11,288	121,193	(9,345)	111,847
経常費用	96,779	12,249	109,028	(9,078)	99,950
経常利益(△は経常損失)	13,125	△960	12,164	(267)	11,896
II. 資産、減価償却費及び資本的支出					
資産	3,858,914	89,081	3,947,996	(94,617)	3,853,378
減価償却費	3,036	103	3,139	(11)	3,127
資本的支出	4,216	31	4,248	—	4,248

- (注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
 2. 事業区分は、連結会社の事業の内容により、銀行業務、その他の業務に区分しております。
 3. 各事業区分の主な事業内容
 (1) 銀行業務……………銀行業
 (2) その他の業務……………事務受託、人材派遣、担保不動産調査・評価、証券、信用保証、クレジットカード、計算受託、債権管理・再生支援業等

2. 所在地別セグメント情報

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、前連結会計年度及び当連結会計年度の所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

3. 国際業務経常収益

前連結会計年度（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）

前連結会計年度に海外店等を廃止したため、当連結会計年度より国際業務経常収益を記載することとなりましたが、国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日）

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

財務諸表（単体）

貸借対照表

第93期及び第94期の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

(単位:百万円)

科 目	第93期末(平成15年3月31日)	第94期末(平成16年3月31日)
資産の部		
現金預け金	163,256	225,614
現金	78,028	62,879
預け金 ※7	85,227	162,734
コーポレーション	23,639	64,428
買入金銭債権	951	970
特定取引資産	898	739
商品有価証券	898	739
金銭の信託	3,436	4,000
有価証券 ※1、7	704,752	627,606
国債	325,896	262,645
地方債	6,164	12,345
社債	136,441	127,540
株式	82,235	108,512
その他の証券	154,014	116,562
貸出金 ※2、3、4、5、8	2,872,634	2,738,500
割引手形 ※6	75,745	64,012
手形貸付	269,022	245,538
証書貸付	2,153,865	2,102,499
当座貸越	374,001	326,450
外国為替	2,384	1,788
外国他店預け	455	480
買入外国為替 ※6	371	139
取立外国為替	1,557	1,168
その他の資産	24,356	22,305
未決済為替貸	1,585	875
前払費用	25	28
未収収益	4,088	3,101
金融派生商品	114	1,505
繰延ヘッジ損失 ※9	4,308	2,429
その他の資産	14,235	14,365
動産不動産 ※11、12	79,545	78,154
土地建物動産 ※10	76,338	74,642
建設仮払金	90	493
保証金権利金	3,117	3,017
繰延税金資産	76,286	62,946
支払承諾見返	75,278	74,072
貸倒引当金	△51,027	△39,527
投資損失引当金	△557	△2,685
資産の部合計	3,975,834	3,858,914

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

財務諸表（単体）

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	第93期末(平成15年3月31日)	第94期末(平成16年3月31日)
負債の部		
預 金 ※7	3,486,877	3,394,705
当 座 預 金	144,468	147,827
普 通 預 金	1,332,192	1,380,726
貯 蓄 預 金	43,274	43,805
通 知 預 金	23,629	23,192
定 期 預 金	1,861,762	1,725,257
定 期 積 金	21,524	20,347
そ の 他 の 預 金	60,026	53,549
譲 渡 性 預 金	24,137	11,992
コ ー ル マ ネ ー ※7	43,609	49,339
債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金 ※7	42,346	27,475
売 渡 手 形	—	10,000
借 用 金	73,912	76,066
借 入 金 ※13	73,912	76,066
外 国 為 替	18	34
売 渡 外 国 為 替	4	6
未 払 外 国 為 替	14	27
社 債 ※14	40,000	40,000
新 株 予 約 権 付 社 債	24,999	—
信 託 勘 定 借	9	11
そ の 他 の 負 債	20,257	22,569
未 決 済 為 替 借	1,017	1,039
未 払 法 人 税 等	150	100
未 払 費 用	6,774	5,781
前 受 収 益	3,337	3,147
従 業 員 預 り 金	2,230	—
給 付 補 て ん 備 金	5	3
金 融 派 生 商 品	4,423	2,735
そ の 他 の 負 債	2,318	9,761
退 職 給 付 引 当 金	8,189	7,673
債 権 売 却 損 失 引 当 金	1,192	—
偶 発 損 失 引 当 金	—	4
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 ※10	14,762	14,552
支 払 承 諾	75,278	74,072
負 債 の 部 合 計	3,855,590	3,728,498
資本の部		
資 本 金 ※15	50,872	50,872
資 本 剰 余 金	37,783	33,643
資 本 準 備 金 ※16	37,783	33,643
利 益 剰 余 金 ※17	8,335	18,067
利 益 準 備 金	12,474	12,474
任 意 積 立 金	2,690	—
退 職 給 与 積 立 金	479	—
圧 縮 積 立 金	1	—
別 途 積 立 金	2,210	—
当 期 未 処 分 利 益	△6,830	5,592
土 地 再 評 価 差 額 金 ※10	21,777	21,468
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,571	6,487
自 己 株 式 ※18	△95	△122
資 本 の 部 合 計	120,243	130,415
負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	3,975,834	3,858,914

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	第93期 (平成14年4月1日～平成15年3月31日)	第94期 (平成15年4月1日～平成16年3月31日)
経常収益	105,358	109,905
資金運用収益	80,578	77,559
貸出金利息	70,996	68,570
有価証券利息配当金	9,285	8,826
コールローン利息	49	45
買入手形利息	0	0
預け金利息	77	3
その他の受入利息	169	113
信託報酬	11	11
役務取引等収益	15,546	17,056
受入為替手数料	7,998	7,904
その他の役務収益	7,548	9,151
特定取引収益	95	0
商品有価証券収益	94	—
その他の特定取引収益	0	0
その他業務収益	4,941	4,348
外国為替売買益	346	462
国債等債券売却益	4,594	3,856
金融派生商品収益	—	29
その他の業務収益	0	0
その他経常収益	4,186	10,928
株式等売却益	2,772	9,638
金銭の信託運用益	14	137
その他の経常収益	1,398	1,153
経常費用	111,130	96,779
資金調達費用	9,824	7,543
預金利息	2,674	1,886
譲渡性預金利息	86	37
コールマネー利息	1,147	620
債券貸借取引支払利息	359	335
売渡手形利息	0	0
借入金利息	1,694	1,565
社債利息	616	509
新株予約権付社債利息	53	24
金利スワップ支払利息	2,272	1,835
その他の支払利息	918	727
役務取引等費用	4,625	5,248
支払為替手数料	1,737	1,894
その他の役務費用	2,887	3,353
特定取引費用	0	13
商品有価証券費用	—	13
特定金融派生商品費用	0	—
その他業務費用	4,353	618
国債等債券売却損	309	515
国債等債券償還損	51	86
国債等債券償却	3,980	—
金融派生商品費用	7	—
その他の業務費用	4	16
営業経費	52,925	50,907
その他経常費用	39,401	32,448
貸倒引当金繰入額	—	13,252
貸出金償却	25,160	12,065
投資損失引当金繰入額	53	2,207
債券売却損失引当金繰入額	376	—
偶発損失引当金繰入額	—	4
株式等売却損	128	1,207
株式等償却	11,999	713
金銭の信託運用損	186	7
その他の経常費用 ※1	1,496	2,991
経常利益	△5,772	13,125



財務諸表（単体）

損益計算書つづき

(単位:百万円)

科 目	第93期 (平成14年4月1日～平成15年3月31日)	第94期 (平成15年4月1日～平成16年3月31日)
特 別 利 益	10,824	3,128
動産不動産処分益	109	22
償却債権取立益	2,540	3,105
その他の特別利益	8,174	—
特 別 損 失	1,462	1,043
動産不動産処分損	1,462	1,043
税引前当期純利益	3,589	15,209
法人税、住民税及び事業税	113	127
法人税等調整額	11,240	9,798
当期純利益	△7,763	5,283
土地再評価差額金取崩額	933	308
当期未処分利益	△6,830	5,592

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

利益処分・損失処理計算書

(単位:百万円)

科 目	第93期(平成15年3月期)	第94期(平成16年3月期)
当期未処理損失	6,830	—
損失処理額	6,830	—
任意積立金取崩額	2,690	—
退職給与積立金取崩額	479	—
圧縮積立金取崩額	1	—
別途積立金取崩額	2,210	—
資本準備金取崩額	4,139	—
次期繰越損失	—	—
当期未処分利益	—	5,592
任意積立金取崩額	—	0
圧縮積立金取崩額	—	0
計	—	5,592
利益処分量	—	5,592
利益準備金	—	231
配当金	—	1,153
		(1株につき2円50銭)
任意積立金	—	4,207
圧縮積立金	—	1
別途積立金	—	4,206
次期繰越利益	—	—

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

平成15年度

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 動産不動産

動産不動産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：3年～60年

動産：2年～20年

(2) ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

外貨建取引等の会計処理につきましては、前事業年度は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）による経過措置を適用していましたが、当事業年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨（邦貨）を資金運用通貨（外貨）に変換する等の目的で行う為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「8. ヘッジ会計の方法」に記載しております。

この結果、従来、期間損益計算していた当該為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「未収収益」は0百万円減少、「未払費用」は40百万円減少、「その他の資産」は1,120百万円減少し、その他資産中の「金融派生商品」は1,084百万円増加、その他負債中の「金融派生商品」は5百万円増加、「繰延ヘッジ損失」は1百万円増加、「繰延ヘッジ利益」は0百万円増加しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。

また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他の資産」又は「その他の負債」で純額表示しておりましたが、当事業年度からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、その他資産及びその他負債中の「金融派生商品」に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、「その他の資産」は30百万円減少し、その他資産中の「金融派生商品」は51百万円増加、その他負債中の「金融派生商品」は21百万円増加しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価格から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保

の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は35,723百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券及びゴルフ会員権等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

(追加情報)

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施しておりましたが、当事業年度からは、同報告の本則規定に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の平均残存期間に応じ平成15年度から3年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。

なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は2,735百万円であります

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用しておりましたが、当事業年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨（邦貨）を資金運用通貨（外貨）に変換する等の目的で行う為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。

これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。

また、外貨建子会社株式の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジを適用しております。

(ハ) 内部取引等

デリバティブ取引のうち内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している為替スワップ取引に対して、業種別監査委員会報告第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外力バー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該為替スワップ取引から生じる収益及び費用は消滅せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。



財務諸表（単体）

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

- ※1. 子会社の株式総額 28,918百万円
なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。
- ※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は11,630百万円、延滞債権額は117,230百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- ※3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は72百万円です。
なお、3か月以上延滞債権額とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は54,749百万円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は183,682百万円です。
なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、64,151百万円です。
※7. 担保に供している資産は次のとおりです。
担保に供している資産
預け金 67百万円
有価証券 167,580百万円
担保資産に対応する債務
預金 25,100百万円
債券貸借取引受入担保金 27,475百万円
なお、有価証券のうち50,581百万円はコールマネーの担保に供しておりますが、期末現在における当該担保資産に対応する債務はありません。
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券100,004百万円を差し入れております。
また、子会社、関連会社の借入金等の担保として差し入れているものではありません。
- ※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、952,759百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが943,907百万円です。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- ※9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ損失」として計上しております。
なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は2,429百万円、繰延ヘッジ利益の総額は0百万円です。
- ※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）

第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額により算出
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

- 23,442百万円
- ※11. 動産不動産の減価償却累計額 42,239百万円
- ※12. 動産不動産の圧縮記帳額 6,566百万円
（当事業年度圧縮記帳額 ー百万円）
- ※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約借入金73,900百万円が含まれております。
- ※14. 社債には、劣後特約付社債20,000百万円が含まれております。
- ※15. 会社が発行する株式の総数 普通株式 800,000千株
発行済株式総数 普通株式 461,895千株
- ※16. 資本準備金による欠損てん補
欠損てん補に充当された金額 4,139百万円
欠損てん補を行った年月 平成15年6月
- ※17. 商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は、6,539百万円です。
- ※18. 会社が保有する自己株式の数 普通株式 373千株

(損益計算書関係)

- ※1. その他の経常費用には、取引先支援のための債権放棄による損失1,247百万円を含んでおります。

(リース取引関係)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	動産	その他	合計
取得価額相当額	8,335百万円	ー百万円	8,335百万円
減価償却累計額相当額	4,747百万円	ー百万円	4,747百万円
期末残高相当額	3,587百万円	ー百万円	3,587百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

・未経過リース料期末残高相当額

	1年内	1年超	合計
	1,287百万円	2,300百万円	3,587百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。

- ・当期の支払リース料 1,514百万円
- ・減価償却費相当額 1,514百万円
- ・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当ありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	19,542百万円
会社分割により交付をうけた子会社株式	8,526
退職給付引当金	2,507
減価償却の償却超過額	1,148
投資損失引当金	1,084
税務上の繰越欠損金	43,178
その他	2,312
繰延税金資産小計	78,300
評価性引当額	△10,956
繰延税金資産合計	67,344
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△0
その他有価証券評価差額金	△4,397
繰延税金負債合計	△4,398
繰延税金資産の純額	62,946百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	41.7%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.8
住民税均等割等	0.6
評価性引当額の増加	23.3
その他	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	65.2%

(1株当たり情報)

	前事業年度	当事業年度
	自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日	自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日
1株当たり純資産額	260.48円	282.57円
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	△16.81円	11.44円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—円	—円

(注) 1. 前事業年度から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

なお、当該会計基準及び適用指針の適用前に採用していた方法により算定した、前事業年度の1株当たり情報は次のとおりであります。

	前事業年度
	自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日
1株当たり純資産額	260.48円
1株当たり当期純損失	16.81円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—円

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	当事業年度
	自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日
1株当たり当期純利益	
当期純利益(△は当期純損失)	5,283百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益(△は普通株式に係る当期純損失)	5,283百万円
普通株式の期中平均株式数	461,572千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—

3. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当事業年度は潜在株式が存在しないので、記載しておりません。

(重要な後発事象)

当行は、平成16年5月21日に株式会社福岡シティ銀行との間で合併契約を締結いたしました。当該合併契約書は、平成16年6月29日開催の当行第94期定時株主総会及び株式会社福岡シティ銀行の第136期定時株主総会(普通株式にかかる種類株主総会を兼ねる。)において、また、株式会社福岡シティ銀行の平成16年6月28日開催の第一回優先株式にかかる種類株主総会において、それぞれ承認可決されました。

合併契約書の要旨、株式会社福岡シティ銀行の最近事業年度末の貸借対照表(要約)等は以下のとおりであります。

- 合併契約書の要旨
 - 合併の方法

株式会社西日本銀行(以下「甲」という。)と株式会社福岡シティ銀行(以下「乙」という。)は合併し、法手続上、甲は存続し、乙は解散する。
 - 商号の変更

甲は株式会社西日本シティ銀行と称し、英文では、THE NISHI-NIPPON CITY BANK, LTD. とする。
 - 本店

福岡市に置く。

(4) 発行する株式の総数

発行する株式の総数は、18億株とし、このうち15億株は普通株式、3億株は優先株式とする。ただし、普通株式につき消却が行われた場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換が行われた場合はこれに相当する株式数を減ずる。

(5) 合併に際して発行する新株式および割当

合併新株式の発行および割当交付は、次のとおりとする。

①普通株式

甲は、合併に際して、合併期日前日の乙の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)に記載または記録された甲および乙を除く株主(実質株主を含む。以下同じ)が所有する乙の普通株式数の合計に0.7を乗じた数の普通株式を発行し、甲および乙を除く乙の株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき甲の普通株式0.7株の割合をもって割当交付する。

②第1回優先株式

甲は、合併に際して、第1回優先株式70,000,000株を発行し、合併期日前日の乙の最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する乙の第1回優先株式1株につき甲の第1回優先株式1株の割合をもって割当交付する。

なお、割当交付する第1回優先株式の内容は、甲の定款に定める他、別に定める発行要項(注)のとおりとする。

(6) 増加すべき資本金および準備金

甲が合併により増加すべき資本金、資本準備金、利益準備金および任意積立金その他の留保利益の額は、次のとおりとする。ただし、合併期日前日における乙の財産状態を考慮して、甲、乙協議のうえ、これを変更することができる。

①資本金 50,872百万円

本合併により、甲の資本金は増加しない。

②資本準備金

合併差益の額から次の③および④の額を控除した額。

③利益準備金

合併期日における乙の利益準備金の額。

④任意積立金その他の留保利益

合併期日における乙の任意積立金その他の留保利益の額。ただし、任意積立金その他の留保利益として積み立てるべき科目およびその金額は、甲、乙協議のうえ、これを決定する。

(7) 合併の期日

平成16年10月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲、乙協議のうえ、これを変更することができる。

(8) 会社財産の引継

乙は、平成16年3月31日現在の貸借対照表、その他同日現在の計算を基礎とし、これに合併期日に至るまでの増減を加除した資産、負債、その他権利義務の一切を、合併期日において甲に引き継ぐ。

(9) 店舗の引継

乙の本店および全ての支店は、合併期日以降、甲の営業店舗として引き継がれるものとする。

(10) 新株式の利益配当の起算日

合併に際して乙の株主に対し発行される甲の各種類株式に対する利益配当は、平成16年4月1日を起算日とする。

(11) 従業員の処遇

甲は、合併期日における乙の全従業員を甲の従業員として引続き雇用する。ただし、勤続年数は、乙における年数を通算し、その他の取扱いについては、甲、乙協議のうえ、これを定める。

(12) 合併に際して就任する取締役および監査役

合併に際して新たに甲の取締役および監査役に就任する者は、次のとおりとする。ただし、就任の時期は合併期日とする。

〈取締役〉

本田正寛、大内田勇成、藤本宏文、船津幹夫、長竹美義、岩井聡

以上6名

〈監査役〉

小佐々祐之、久保長 以上2名

(13) 合併条件の変更等

合併契約締結の日から合併期日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲、乙協議のうえ、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(14) 合併契約の効力

合併契約は、甲および乙の各株主総会の承認または法令に定める関係官庁の許可等が得られなかったときは、その効力を失う。

(注) 第1回優先株式の発行要項の概要は、次のとおりであります。

(1) 払込金相当額とみなす額

1株につき1,000円

(2) 優先配当金額

1株につき12円

(中間配当金を支払う場合には、6円)



- (3) 普通株式への転換請求期間
平成19年1月31日から平成24年3月31日まで
- (4) 普通株式への当初転換価額
当初転換価額は、平成19年1月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。
ただし、当該時価が392円（以下「下限転換価額」という。ただし下記（6）により調整される。）を下回る場合は、下限転換価額をもって当初転換価額とする。
- (5) 転換価額の修正
転換価額は、平成20年1月31日以降平成24年1月31日までの毎年1月31日（以下それぞれ「転換価額修正日」という）に、当該転換価額修正日現在の時価に修正される。ただし、当該時価が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。
- (6) 普通株式への転換価額の調整
時価を下回る新株発行時その他一定の場合には、転換価額は調整される。
- (7) 普通株式への一斉転換
平成24年3月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成24年4月1日（以下「一斉転換日」という。）をもって、優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。ただし、当該平均値が357円を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を357円で除して得られる数の普通株式となる。
- 2 株式会社福岡シティ銀行の最近事業年度末の貸借対照表（要約）は次のとおりであります。
なお、平成16年3月31日現在の同行の従業員数は1,892人であります。

第136期末（平成16年3月31日現在）貸借対照表（要約）

科 目	金額 (百万円)	科 目	金額 (百万円)
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	128,103	預 券 貸 借 取 引 金	2,413,758
商品有価証券	601	受 入 担 保 金	16,768
金 銭 の 信 託	4,071	売 渡 手 形	20,000
有 価 証 券	495,621	借 用 金	26,082
貸 出 金	1,886,738	外 国 為 替	14
外 国 為 替	1,262	そ の 他 負 債	14,474
そ の 他 資 産	19,837	退 職 給 付 引 当 金	9,530
動 産 不 動 産	61,726	特 定 債 務 者 支 援 引 当 金	2,268
繰 延 税 金 資 産	46,978	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	11,057
支 払 承 諾 見 返	63,964	支 払 承 諾	63,964
貸 倒 引 当 金	△38,456		
投 資 損 失 引 当 金	△8		
		負債の部合計	2,577,918
		(資本の部)	
		資 本 金	60,703
		利 益 剰 余 金	10,654
		土 地 再 評 価 差 額 金	16,312
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,195
		自 己 株 式	△346
		資本の部合計	92,519
資産の部合計	2,670,438	負債及び資本の部合計	2,670,438

- 3 株式会社福岡シティ銀行の最近事業年度（平成15年4月1日から平成16年3月31日まで）の経常収益は83,194百万円、当期純利益は10,508百万円であります。